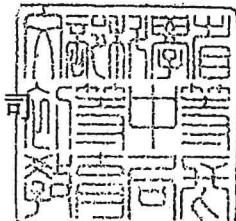


元文科初第1168号
令和元年12月11日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
文部科学大臣所轄学校法人理事長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各國公立大学の学長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
丸 山 洋



(印影印刷)

全国学校給食週間の実施について(依頼)

文部科学省では、学校給食の意義、役割等について児童生徒や教職員、保護者、地域住民等の理解と関心を高め、学校給食のより一層の充実と発展を図ることを目的に、毎年1月24日から30日までの1週間を全国学校給食週間と定めているところです。

本年度についても、別紙実施要領に基づいて実施しますので、教育委員会や学校等においても本週間の目的を踏まえ取組を推進していただきますようお願いします。

このことについて、各都道府県教育委員会教育長におかれましては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県知事におかれましては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会教育長、各國公立大学長におかれましては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれましては所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対して、それぞれ周知をお願いします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校給食係
電話：03(5253)4111（内2694）
E-mail：shoku@mext.go.jp

全国学校給食週間実施要領

令和元年12月11日
初等中等教育局長決定

1 名称

全国学校給食週間

2 目的

本週間は、学校給食の意義、役割等について児童生徒や教職員、保護者、地域住民等の理解と関心を高め、学校給食の一層の充実と発展を図ることを目的とする。

3 期間

1月24日から1月30日までの1週間

4 主唱

文部科学省

5 実施方法

(1) 文部科学省

文部科学省では、以下の行事を実施する。

- ① 学校給食に関する展示
- ② 文部科学省ホームページ、twitter等による広報活動
- ③ 「学校給食・食育総合推進事業」事例発表会
- ④ 食育授業体験会

(2) 学校設置者及び学校等

各学校設置者及び学校等においても、地域の実情に応じ本週間にふさわしい取組を推進する。